

## 内閣 特定非営利活動法人ジャパン使役犬活動センター 規約

(2015年9月現在)

当法人は、内閣 特定非営利活動法人ジャパン使役犬活動センター（以下「J S K」という）と称し、その運営はJ S Kが行うものとします。

J S Kの目的は、定款で定める以下の事項とします。

【広く一般市民に対して、使役犬の育成派遣、地域や学校での講演会や見学会の開催による防災教育、地域での犬を連れたパトロールによる安全活動に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。】

### 第一節 会員の種別

J S Kの会員は以下の通りとします。

一般会員： J S Kの目的に賛同して入会する個人

法人会員： J S Kの事業に賛同して賛助される法人

### 第二節 総則

#### 第一条（会員規約の適用）

J S Kは、会員との間に会員規約(以下「本規約」という)を定め、これによりJ S Kの運営を行います。入会申込をいただいた時点で、本規約を承認したことになります。

また、J S Kが随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

#### 第二条（本規約の変更）

J S Kは、その円滑な運営の為に必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがあります。

#### 第三条（用語の定義）

本規約において使われる語句について、次のように定義します。

- (1) 一般会員とは、J S Kの目的及び趣旨等に賛同し、別に定められた年会費を支払い、J S Kに入会を認められた個人を指し、総会での議決権があります。
- (2) 法人会員とは、J S Kの活動を理解し、別に定められた年会費を支払い、J S Kに申込を認められた法人を指します。

### 第三節 入会申込等

#### 第四条（入会申込）

1. J S Kの会員として入会を希望する方は、J S Kが別に定める年会費を払込み、会員申込書に必要事項を記入し、J S Kに提出することとします。

年会費 一般会員：10,000円

法人会員：15,000円

尚、一旦納入された年会費は返還致しません。

#### 第五条（入会申込の成立）

入会申込は、前項に定める入会申込に対して、事務局がこれを確認したときに成立します。ただし、会員申込書に虚偽の事項が記載されていた場合などには、入会申込を認めないことがあります。

#### 第六条（資格有効期間）

1. 一般会員及び法人会員の資格有効期間は、入会日より1年間とします。
2. 一般会員及び法人会員の資格有効期間の起算日は、J S Kの会員申込書を受け付け、承認した日とします。

### 第四節 一般会員及び法人会員の権利

#### 第七条（会員の権利）

1. 会員には総会での議決権があります。一個人、一法人につき一議決権です。
2. 会員には、J S Kが主催するイベント、講習会に優遇招待させていただきます。

### 第五節 入会申込記載事項の変更等

#### 第八条（個人会員における個人の資格承継）

個人の資格で入会申込した場合、会員が退会あるいは死亡した場合には、資格は失われます。第三者への資格承継は出来ません。

#### 第九条（法人会員による法人の資格承継）

法人の資格で入会申込した場合、合併等により資格が承継された場合には、当該資格を承継した法人は速やかにJ S Kに通知する必要があります。

#### 第十条（一般会員及び法人会員の名称等の変更）

1. 一般会員及び法人会員は、その名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかに J S K に通知する必要があります。
2. 前項に規定する変更通知の不在によって、J S K からの通知、書類等が遅延または不達になったとしても、J S K はその責を負わないものとします。

### 第六節 会員の資格停止

#### 第十一条（個人会員及び法人会員の資格停止・除名）

J S K は、会員が次のいずれかに該当する場合には、理事会の議決をもって当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、資格を停止または除名することがあります。この場合には、J S K は、当該会員に対し、支払い済みの会費等の金員を返還しないこととします。

- (1) 会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令に違反し、または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (4) 他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 会員申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) J S K の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反した場合

### 第七節 会員の資格解除

#### 第十二条（会員の資格解除）

1. 会員は J S K に対し、書類等で通知することにより、資格を解除することができます。解除の効力は当該通知に指定された日時に生じるものとします。
2. 前項の規定により、資格が解除された場合、すでに支払い済みの会費の返還は受けることが出来ません。